

一般財団法人鴻巣市観光協会平成30年度事業計画について

1 事業計画

当法人は、鴻巣市の観光事業の健全な発達と振興を図り、地域産業の発展に寄与し、併せて市民の生活、文化及び経済の向上に貢献することを目的として、次の諸事業を実施する。

(1) 観光に関する調査研究及び観光情報の収集、宣伝に関する事業

- ①行政や観光事業者と連携し、魅力ある観光情報の発信を行う。
- ②鴻巣市観光戦略計画の具体的戦略の実施に向けて積極的な推進に努める。
- ③本市の観光情報発信拠点である鴻巣市産業観光館「ひなの里」の運営管理を通じ、積極的な観光情報の発信を行う。

(2) 観光に関する事業、イベントの開催及び支援に関する事業

- ①伝統産業である「ひな人形」の産地ならではのイベント「鴻巣びっくりひな祭り」を開催する。
- ②鴻巣市全体の観光に関する事業やイベントを把握するとともに、情報の提供及び発信等必要な支援を行う。
- ③観光の担い手となる人材の確保及び育成を図る。

(3) 観光資源の保護及び開発に関する事業

- ①市内に点在する名所や旧跡、埴輪、牧野家墓所や古民家などの歴史的観光資源の保護及び活用を図る。
- ②中山道鴻巣宿や間の宿吹上などをはじめとする市内の歴史的建造物を観光事業に活用を図る。

(4) 特産品の開発、紹介及び頒布に関する事業

- ①鴻巣市産業観光館「ひなの里」の運営管理を通じ、伝統産業である「ひな人形」や伝統工芸の「赤物」等の展示・紹介を行う。
- ②川幅日本一にちなんだ「川幅グルメ」や「いがまんじゅう」に代表されるご当地グルメのPRを行うとともに、特産品の「花き」の紹介、頒布に努め、新特産品の開発調査を行う。

(5) その他定款に記載の目的を達成するために必要な事業

- ①友好都市やゆかりのある地域との観光交流を通じて本市の魅力ある観光資源を発信し、県外・国外からの観光旅行者の増加を図る。
- ②県央地域観光協会及び近隣市町と連携した広域観光の取り組みを推進することにより、本市の観光資源の発信や交流人口の拡大を図る。

(6) 評議員会及び理事会

評議員会及び理事会を次の予定で開催する。

- 定時評議員会 平成30年6月（定款第17条に基づき、その他必要に応じて評議員会を開催する。）
- 定時理事会 平成30年5月及び平成31年3月（定款第32条に基づき、その他必要に応じて理事会を開催する。）

(7) 各部会活動

- 定款第40条の規定に基づき、部会を設置し、積極的に活動する。